

小千谷市「週休2日適用工事（現場閉所）」（令和7年12月）実施要領

1 目的

本要領により「週休2日適用工事（現場閉所）」として実施することで、建設現場における週休2日の更なる推進及び質の向上を図ることを目的とする。

2 対象工事

令和7年12月1日以降に入札公告又は入札指名通知を行う全ての土木工事に適用する。

なお、「週休2日適用工事（令和7年12月）特記仕様書」が添付されていなくても、受発注者協議により対象とすることができる。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- （1）緊急性を要する場合等、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事
- （2）現場施工期間が休工日を含めて7日間未満の工事

3 用語の定義

（1）週休2日

- ① 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ② 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日から現場完了日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

（3）現場閉所

巡回パトロール、保守点検及び交通誘導警備員による交通規制等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4 週休 2 日の達成判断

新潟県土木部が公表する最新の「週休 2 日適用工事（現場閉所）実施要領」の「週休 2 日の達成基準」に準拠する。

5 発注方式

発注方式は「発注者指定型」を基本とする。

また、「週休 2 日適用工事（令和 7 年 1 2 月）特記仕様書」が添付されていない場合は、「受注者希望型」とし、週休 2 日の取組内容について、現場着手前に受発注者協議を行うこと。

なお、「2 対象工事」におけるただし書きの工事を除き、「発注者指定型」「受注者希望型」ともに通期の週休 2 日は必須とする。

6 積算方法等

（1）補正係数

新潟県土木部が公表する最新の「週休 2 日補正係数一覧表」による。

（2）補正方法

① 当初予定価格から月単位の週休 2 日を達成した場合の補正係数を、労務費、共通仮設費率及び現場管理費率（以下、「各経費」という。）に乘じるものとする。

なお、市場単価・土木工事標準単価における週休 2 日の補正については、新潟県土木部が公表する最新の「週休 2 日補正係数一覧表」によるものとする。

② 工事契約後、打合せ簿等による受発注者協議により決定した週休 2 日の取組内容について、対象期間内の現場閉所の達成状況に応じて、変更契約するものとする。

③ 提出された工程表が通期の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、小千谷市請負工事成績評定実施要領において、点数を減ずる措置を行うものとする。

なお、完全週休 2 日（土日）、月単位の週休 2 日、通期の週休 2 日の達成状況に関して点数を減ずる措置は行わない。

7 条件明示

（1）「発注者指定型」の場合は「週休 2 日適用工事（令和 7 年 1 2 月）特記仕様書」を添付する。「受注者希望型」の場合は、設計変更時に週休 2 日の取組について、設計書に条件明示する。

（2）当初発注時点において、現場閉所による週休 2 日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとするが、原則実施しない。

（3）受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所

日を指定する。ただし、災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

- (4) やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

8 適正な工期設定

工期設定にあたっては、新潟県土木部が公表する「積算基準〔1 一般土木〕県版 第3章 工事日数」によるものとする。

9 現場閉所の確認方法等

発注者は、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所を確認できる既存資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について受注者に提示を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

10 元請下請の取引の適正化について

受注者は、週休2日を促進する今般の取組にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように努めること。

11 その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。